

神道非宗教論の発生

——神社非宗教論再考序説——

- 次) はじめに
- 一 真宗の僧侶らによる祭政一致・政教分離の主張
 - 二 神官による祭政一致・政教一致の主張
 - 三 大教院分離運動成功の意義
- むすびにかえて

新田 均

(早稲田大学大学院政治学
学研究科博士後期課程)

はじめに

明治憲法下の宗教行政には、「神社は宗教にあらず」との命題があった。いわゆる、「神社非宗教論」である。この命題については一般に、明治憲法の規定(信教の自由)との規定の現実(事実上神社を国教的に扱っていたこと)との間の矛盾を解消するためのものであったと説明されている。例えば、このことについて宮沢俊義教授は、次のように述べている。「いかに、神社は、一般の宗教とはちがった取扱い―国教的取扱い―をうける。もし神社が、仏教やキリスト教とならぶ宗教だと見るべきものであれば、神社だけをかように特別扱いするのは、憲法の定める信教の自由に反する。しかし、神社は、宗教ではない。それは、単に祖先の祭りというだけ

のもの(?)であり、憲法にいう宗教ではない。だから、神社だけを特別に扱い、これに公的な地位を認め、国民にそれへの礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がない。これが、『神社は宗教にあらず』という命題の内容である。これによって、憲法の明文で信教の自由を定めることと、神社だけを国家的に保護し、これを国民に強制することが、少しも矛盾しないと説明できると考えたのである。」

こうした説明は、少なくとも、明治憲法の制定当時には当てはまらない。まず、憲法制定者たちは、国民に神社への礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がないとは考えていなかった。このことは、明治二年六月二十七日の枢密院第一審議院第二院会における「若し朝廷祭祀の際に於て人民が礼拝せざるも、別段国体に関し又は義務に背

くと云ふべからざるべし」との鳥尾小弥太の発言に明らかである。この発言に対して起草者側はなんの反論も加えていない。その上、鳥尾や佐木高行が問題にした官吏の礼拝についても「鳥尾氏の所説は、将来国家の宗教に対する政略如何に関するものなり、人誰か百年の寿を保つものあらんや。之に処するは其時々の政治家の方寸に存する事にして、今釈明の限りにあらず」との伊藤博文の発言によって、曖昧のままとされてしまった。

それでは、国民に対して神社への礼拝を強制しないまでも、神社非宗教論によって、神社だけを特別に扱い、これに公的な地位を認めようとはしていたのであろうか。これも、伊勢神宮、靖国神社および招魂社を除いて否である。その端的な現れが明治二〇年三月十七日の内務省訓令第一五号によって実施された官国幣社保存金制度である。この制度

は、明治二〇年以降十五ヶ年間官国幣社に対して保存金を支給し、それ以後はこの保存金を元手として「人民ノ尊信ノ上ニ独立」させるというものであった。この制度が国家の神社に対する経済的援助を断つていくとともに、神社を信教の自由の対象として取り扱うことを意図したものであったことは、この制度に反対した三条実美でさえ「神社ノ盛衰ヲ以テ人民ノ信仰ニ任スル一応当然ノ事」と述べていることから明らかである。なお、神社の大部分を占める府県社以下の神社は、「民祭ノ神社」との扱いを受けて、すでに国家による特別の保護を受けていなかった。

一 真宗の僧侶らによる祭政一致・政教分離の主張

明治五年三月十四日、政府は神祇省を廃止して教部省を設置し、同四月二五日教導職を置いて神仏儒三教による国民教化を開始した。これは、神道のみによる国民教化の不振を反省し、僧侶たちの希望を入れた措置であ

ったといわれる。他方、政府は外交関係を考慮して、翌六年二月二四日、切支丹宗禁制の高札を撤去した。この措置は必ずしもキリスト教の信仰を認めたものではなかった。それでも、啓蒙思想家等によって信教自由論が唱えられるようになる一つの契機にはなった。

こうした状況のところに、明治六年七月島地黙雷が海外教状視察を終えて帰国した。その後間もなく、真宗による大教院からの分離運動がはじまった。大教院は、もともと、各宗合同の教学講習機関の設置を望んだ仏教諸宗の請願に基づいて、五年九月七日に設置されたものだった。しかし、教部省への薩摩派の進出などにより、次第に神道中心の布教機関へと変貌していった。黙雷はこの大教院体制を「寺院ヲ神社ニ転化スル前乎」「僧侶ヲ神官ニ転化セント」するものであると批判し、真宗が大教院から離れて独自の布教を行うことを主張したのである。

この運動の理論的根拠とされたのが神道非宗教論であった。その一例を黙雷の影響の下に書かれたと思われる明治七年六月十七日付大内青櫓の左院宛建白⁽¹⁰⁾によって示せば次のようである。

「夫レ仏教耶蘇教等ノ、凡ソ宗旨ト唱フル者ハ必ス其千古不易奉事スル所アリ、或ハ二世三世ニ陟リ、幽界冥理ヲ説キ、因縁果報ヲ示シ、要信心ヲ見聞覚知ノ及ハサル所ニ発セン

メ、漸々ニ善ニ導キ、悪ヲ去ラシメ、生ラハ其心情ヲ正フシ、死シテハ其靈魂ヲ安セシムト云フニ在リ、而シテ其報事スル所ノ神ハ或ハ一神、或ハ衆神ノ別アルモ、必ス幽冥不測ノ神ニシテ、同種人類ヲ祭祀シテ神トシ事ル者ニ非ス、偶々、人畜其他木石等ニ奉事スル宗旨アルモ、皆野蛮未開ノ陋習ニシテ、固リ論スルニ足ラサルナリ、然而我國ノ神道ナル者ハ決シテ然ラス、其奉事スル所ノ神ハ、皇上ノ祖先、歴世ノ聖靈ヨリ臣民ノ賢哲ニ至ルマテ、皆神トシテ祭ル也、皇上ノ祖先ハ今復言ヲ待タス、近頃楠正成ノ官幣社タル、徳川家康ノ府社タル、伊達正宗松平正之等ノ県社タルカ如キ、皆人臣ノ世ニ功勞アル者ヲ神トシ祭ル也、而シテコレニ事ルノ法固ヨリ幽冥ヲ二世三世ニ説クニ非ス、禍福ヲ因縁果報ニ論スルニ非ス、唯忠孝信義ノ至誠ヲ以テ、君父及ヒ世ニ功勞アル靈魂ヲ祭ル而已、豈信ヲ見聞覚知ノ外ニ発シ、人民死後ノ心魂ヲ安スル等ノ謂ナランヤ」。

青櫓はこう述べた後、信教自由論に立脚して神道を宗教とすることの問題点を次のように指摘している。「若シ之ヲ宗教トナサハ、唯其衆神教ナルノミナラス。之ヲ雜神教ト謂フ可キ歟、……夫レ我カ皇上ノ祖先ヲ祭祀敬崇スルヲ以テ宗教トナサハ、畏コクモ我カ歴世皇帝ノ聖靈ヲ彼ノ幽冥不滅ナル信スル者ハ之ヲ信シ、信セサル者ハ却テ嘲笑スル、……夫

祭祀ハ天下ノ礼典ナレハ、官社ハ天下ニ令シ、国社ハ国ニ令シ、府県社ハ其府県下ニ令シ、人民共ニ之ヲ奉セシムヘント雖モ、モシ之ヲ宗教トナサハ民ノ信否ニ任セサルヲ得ス、強テ之ヲ信セシメント欲スモ、其思想ニ信ナクハ、之ヲ如何トモスル能ハス。

そして、「夫レ祭政一致ハ、我国古来ノ美事ナリト雖モ、政教ハ決シテ一致ナルヘカラス」と結論づけた後、次のような具体策を提示している。「夫レ祠官ハ祭政一致ヲ職トス、故ニ之ヲ式部寮ニ統督シ専ラ祭典祀事ノ盛礼ヲ奉セシムヘシ、……教法ノ如キハ、朝廷之レカ制限ヲ定メ以テ憲法トナシ必ス之ヲ遵守セシメ、説法布教ハ其徒ノ自由ニ一任シ其本山ナル者ヲシテ之ヲ檢校セシメ、モシ法ヲ犯ス者アルトキハ名ヲ正シ罪ヲ定メ以テ之ヲ断スヘシ、豈レニ省を置キ寮ヲ設クル事ヲ須ヒンヤ、然ト雖モ事情未タ此ノ如クナルヘカラストセハ、太政官中教部寮ヲ置テ之ヲ管理シ、式部ト並ヒ行レテ相混セサランメハ祠官僧侶共ニ偏倚ナク祭祀法教同ク皇上ノ親裁ニ出ツ云々」。

要するに、青巒は、信教自由論と神道非宗教論を根拠として、仏教と神道の監督官庁の区別（大教院・教部省の解体）、布教の自由の承認、教団への自治権の付与を主張したのである。

権国法ヨリ敢テ差構ハス教則ニ条ヲ以テ国法ノ中ニ掲ケ示シ説教者ニ是ヲ遵守セシメ内務省ニ於テ神官僧侶ヲ総轄シ其身分平常ノ支配ハ所在府県ニ委任スルニ如クハ無ルヘシ云々」

この案が黙雷らの主張をほとんど受け入れたものであることは文面より明らかである。この案を受け取った正院は、教部省の解体までは断行しなかったが、同年五月三日、大教院を解体し、三条教則の遵守を条件として各宗派独自の布教を許した。さらに同年十一月二十七日には「信教ノ自由保障ノ口達」が神仏各管長に対して発せられた。

こうして、真宗の大教院分離運動は成功を収めた。神祇官復興運動は頓挫した。神官らは、新たに神道事務局を設置して神道の布教を行わざるを得なくなった。

三 大教院分離運動成功の意義

ここで大教院分離運動成功の意義を神道非宗教論との関係でまとめれば次のようになるであろう。

〔1〕大教院の解体、布教の自由の承認の後、最早単純な政教一致論は政府によって受け入れられなくなっていった。したがって、神官らが国家と神道との結合の強化を実現しようとするならば、何らかの形で政教分離論

二 神官による祭政一致・政教一致の主張

真宗による大教院分離運動が行われた時期は、同時に、神官による神祇官復興運動が展開された時期でもあった。それでは彼らの主張はどのようなものであったのか。その代表的なものとして、ここでは七年五月の神宮大司兼権中教正田中頼庸の教部大輔実戸磯への建白「神祇官ヲ復シ教導諸陵寮ヲ置之議」を取り上げることとする。

頼庸はまず政教一致の必要を次のように力説している。「政教ノ国家ニ於ルヤ車ノ両輪ノ如ク、其一ヲ偏廢シテ不可ナルハ論ヲ待ス、蓋シ教ハ道ヲ修テ政ヲ佐ケ、政ハ道ヲ行テ教ヲ護シ、政教一致ニシテ毫釐モ相悖サルハ、国ヲ治メ民ヲ安スルノ要法ナリ、……殊ニ魯西亜ノ如キハ其主親ヲ宗徒ヲ統理シ、法皇ノ勢ニ居ル故ニ国法教法相分シテ、政教一致ナルヲ以テ国民ノ其主ヲ翼戴シ遵奉スル、他ノ国々ニ比スレハ天地懸隔セリ、蓋シ魯国ノ宇内ニ跋扈シ隣境ヲ蚕食スル所以ノ者モ、必ス宗教ノ資ナシト云難シ云々」と。

頼庸がここで政教一致の対象としているのは勿論神道である。かれは、神道を保護し、民心を統合する方法として、神祇官を復興し、この神祇官の中に、神道や仏教の教導職を管轄する教導寮と、神代以来の山陵及び皇

を回避する方策を講じる必要が生じた。

〔2〕この運動の成功によって、神道非宗教論が真宗にとって極めて有益であることが証明された。真宗西本願寺派門主大谷光尊は、明治八年三月、島地黙雷が起草した「宗門教義上相戻大意」を太政大臣三条実美に呈した。これは西本願寺による神道非宗教論の「初めての公式表明」であった。真宗は、信教の自由は主張するけれども決して神道を軽んずるつもりはないとの立場を公式に表明したのである。これは、「大教院解散・独自布教を政府に認めさず決定打となった」というのも、政府としては祭政一致の建前を崩さずに、信教の自由を認めることができたからである。以後、真宗はこの立場を軸に自らの要求の貫徹を目指すという方針をとっていく。

〔3〕しかし、この神道非宗教論は当時の神道の在り方をそのまま容認した理論ではな

い。神社は「皇上ノ祖先、歴世ノ聖靈ヨリ臣民ノ賢哲ニ至ルマテ、皆神トシテ祭ル」ものばかりではなかったし、神官たちは平田神学等に基づいた布教を行っていた。したがって、黙雷らの神道非宗教論はザインとしての神道を無視して、儒教的な倫理を軸としたゾルレンとしての神道を設定したものであった。そこには当然に、ゾルレンに依拠してザインを批判し、その改革を要求するという契機が含まれていた。ただし、大教院分離運動

后皇子皇女の陵墓を管理する諸陵寮を設置することを提案している。

ただし、政教一致を主張してはいても、神道をキリスト教と同一の範疇に入れては行かない。曰く「方今泰西ニ行ハルム基督教ノ類ハ、其起源ヲ政府ニ依スシテ自立セリ」。「祭政一致ハ敬神治民ノ要務ニシテ帝統一系ノ国体儼然トシテ万世ニ興立スル所以ナレハ、固ヨリ外国ノ政府ニ関涉セサル宗教ト同日ノ論ニ非ス」と。このように神道を他の宗教と区別する議論は、他の神官の建白にも散見される。しかし、この時点では政教一致が議論の中心に据えられているために、神道の特殊性・非宗教性の主張を根拠として国家との結合を肯定するという論法はとられていない。

さて、黙雷らが主張する祭政一致・政教分離論と、神官らの主張する祭政一致・政教一致論との間に立たされた政府は、次第に黙雷らの主張の方へ傾いていった。これを象徴しているのが、教部省を生みだした母体ともいえる左院が、明治八年三月二十八日に正院に提出した教部省処分案である。そこでは次のように述べられている。

「教部省併大中小教正講義ノ職ヲ廢シ祭祀事務ハ旧ニ仍テ式部寮ニ管掌シ神官ヲシテ所在國幣社以下ノ祭祀ヲ奉セシメ説教ハ勝手次第ニ致サセ各派宗官ハ人民自由ノ信仰ニ任セ朝

自体が布教の自由を獲得するという目的に限られたものであったため、この時点では、ザインとしての神道そのものや国家と神道の関係の改革までは要求されるに至らなかった。

〔4〕大教院分離運動以後、政府はその宗教政策を、各宗派の教義や布教は管長に任せ、これに直接関係することを差し控え、教導職の任免権を保持することによって、各宗派を「行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメ」ざるように誘導する、というものに切り替えていった（この端的な表明が、明治十年一月十一日の教部省廃止教務関係事務の内務省移管である）。

大教院分離運動や神祇官復興運動が盛んに展開された時期は、征韓論をめぐる太政官の分裂によって、政府が弱体化し、相次ぐ土族の反乱に悩まされた時期でもあった。この時、諸宗教は政府を支えるものとなるどころか、内部対立によって政府に一層の難題を押し付けたのである。こうしたことを考えれば、政府が宗教に関係することの有益性に疑問を抱き、これと関係することを厭うようになったとしても不思議ではない。

当時、参議の地位にあった伊藤博文は、後年、憲法制定のための枢密院会議において次のように述べている。「抑欧州に於ては憲法政治の萌せる事千余年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此

に帰せり、然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸となすべきは独り皇室あるのみ。」

また、内務省は、明治十七年七月、管長制の実施を提案するに当たって、従来の宗教行政を振り返って「政府が直接ニ宗教ニ関渉スルコト其弊ヲ生スル既ニ多シ而シテ未タ其利ノ存スルヲ見ス」と述べている。

こうした認識の発生が、政府によって黙雷らの主張する神道非宗教論が受け入れられる素地を提供したものであると思われる。

〔5〕ところで、教導職の任免権を保持することによって、各宗派を「行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメ」さるるよう誘導することが可能であったのは、次のような理由からである。七月四月二八日、教部省は達書乙第九号によって、説教者を教導職試験以上により、さらに同年七月十五日の達書第三一号によって、住職も教導職試験以上に限った。この措置によって、僧侶の実質的な任免権は完全に国家の掌握するところとなった。これは、運用次第では、本山の末寺支配権を否定し兼ねない措置である。事実、大教院分離運動の過

程で、これをめぐって大きな混乱が生じた。そこで、真宗は、大教院分離運動終息の後、教団の自治権を獲得すべく教導職制そのものの改革を要求していく。

むすびにかえて

以上、神道非宗教論の発生について論じてきた。しかし、神道非宗教論は神社非宗教論というわけではない。神道非宗教論がゾレンンとしての神道についていわれたものであることは、既に本文中で述べた。明治十三年に頂点に達した神道界の内紛(祭神論)を契機として、真宗はゾレンンの立場からザインとしての神道を批判し始めた。その結果、ザインとしての神道は変容を余儀なくされていく。その変容後の神道についていわれたのが神社非宗教論であった。これについては、稿を改めて論じることにした。

注

- (1) 熊本信夫「憲法二〇条三項にいう宗教的活動の意」、北海学園大学『法学研究』第4巻第1号、一頁参照。佐藤功「日本国憲法概説」全訂第二版、一六四頁、あるいは、橋本公巨「日本国憲法」、二二三頁等も同様の立場に立っているものと思われる。
- (2) 宮沢俊義『憲法Ⅱ—基本的人権—』法律学全集4、三四八・九頁。

収。ちなみに、大内青樹は真宗僧侶ではないが、黙雷らと深い交わりを結んでおり、その神道観は彼らと同一のものである。

(11) 左院は、六月二四日、「将来我国宗教ヲ措置スルハ建言者所論ノ外方法モアルマシク云々」との意見を付して、この建白を正院へ上陳するとともに、教部省へも廻達して回答を求めた。これに対して教部省は、十二月二七日、「神祇祭祀ト神道教導ヲ自ラ混視スルヨリ立言致候様相見ヘ且往々誤認ノ件候得ハ到底御採用可相成廉モ有之間敷哉ト存候」と回答している。

ちなみに、他の仏教諸宗派は真宗とは立場を異にし、大教院体制を維持し、神道と協力して国民教化を行おうとしていた(真宗分離始末『島地黙雷全集』第一巻所収参照)。

(12) 阪本是九「神祇官再興建議と左院—祭政一致をめぐる議論—」、『神道学』No.111、所収。

(13) その理由は、この建白が「具体性において

神祇官再興論の頂点に立つものであり、左院も実現可能な建議として廟議での評議を請うた(阪本「同右書」三四頁)からである。

(14) 五月十三日、教部省はこの建白を左院へ廻達し、左院は五月二〇日、次のような意見を付してこの建白を正院へ上陳した。「今ヤ我邦ノ急務先ツ第一國憲屹立シ、次ニ國教ヲ一定スルヨリ先ナルハナシ、…西洋諸州文明國ト称スル、皆教法ハ衆ノ信徒ニ任シ、政府ハ唯其加害ヲ防クノミト、是説間然スルコトナシト雖、我邦ノ地位未タ之ヲ言フニ足ラス、況ヤマタ各國帝王信從ノ國教アルニ於テオヤ、深ク其因ヲ探究セシムハアルヘカラス、今日ノ勢、外教ノ侵入ヲ禦カント欲ス能ハスト雖、陛下信願ノ國教ハ之ヲ一定シ、万民ヲテ方向ヲ定メシムヘキナリ云々」。この意見と先の青樹建白に付された意見を合わせてみると、当時左院は、具体策については僧侶らの提言と神官らの提言の間で立場を決めかねていたが、少なくとも、国教一定と信

(3) 清水伸「明治憲法制定史」下、二四四頁以下。

(4) 拙稿「明治憲法制定期の政教関係—井上毅の構想と内務省の政策を中心に」、井上順孝・阪本是九編著『日本型政教関係の誕生』一七七頁以下。中島三千男「明治国家体制の確立と国家のイデオロギー政策—国家神道体制の確立過程—」、『日本史研究』176、一七八頁以下参照。

(5) 前掲拙稿、一六〇・一頁参照。

(6) 薩摩派の進出については、阪本是九「日本型政教関係の形成過程」、井上・阪本『前掲書』三九頁以下参照。

(7) 島地黙雷「上聞 教部省ノ不体裁ニツキ」、『島地黙雷全集』第一巻所収。

(8) このことは既に何人かの論者によって指摘されている。葦津珍彦著・阪本是九注『国家神道とは何だったのか』三〇頁以下。福嶋寛隆「神道非宗教論と真宗—靖國神社問題は真宗にとって何であるか—」、福嶋寛隆編『神社問題と真宗』三七八頁以下参照。

(9) この建白の中には黙雷の「滞欧中の論説」、『島地黙雷全集』第二巻所収)の一つである「費氏法教の自由を論ずる文」の一節が引用されている。なお、黙雷自身の神道非宗教論については、「教部改正建議」(国立公文書館蔵『上書建白書』2A、311-8、建8)、「三条弁疑」(『島地黙雷全集』第一巻所収)等参照。

(10) 阪本是九「祭政一致をめぐる左院の『教』論争」、『国学院雑誌』第八二巻第十号所収。

(15) たとえば、権大教正稲葉正邦らの建白には「皇國ノ神道ハ真箇ノ國教ニシテ一宗教ニ非ラルノ弁」とあり、出雲大社宮司兼大教正千家尊福らの建白には「特ニ宗教ニ非ストスル者、固ヨリ允当ト雖トモ、外国ニ対シテ之ヲ言ヘハ、日本字(宗)ノ誤字かと思われ—引用者注)ト称スヘキモノナリ」とある。いずれも、阪本、前掲「神祇官再興建議と左院」所収。

(16) 阪本是九「明治八年左院の教部省処分案—近代日本宗教史の一齣—」、『国学院雑誌』第八十四巻十一号、所収。

(17) 明治四年七月二九日の官制改革により、太政官に式部局が設けられ、同局は八月十日式部寮となり位記・官記を職掌とすることになった。神祇省廃止・教部省設置にともない、五年三月二三日祭事祀典関係が該寮に移管された。該寮は八年に至って一旦宮内省に移さ

れたが、同年再び正院に移され、さらに十年
宮内省に附され、十七年に式部職と改称され
た。

(18) 教則二条 第一条 一敬神愛國の旨を体ス
ハキ事

第二条 一皇上ヲ奉戴シ国法ヲ
遵守スヘキ事

(19) 神道非宗教論を述べた部分は以下の通り。

「皇大神ハ皇室ノ御宗廟ニ付何宗ヲ問ハス敬
崇シ候儀ハ本邦國初己来ノ定制ニテ國体ノ基
ツク処決シテ魂神賦与来世救済等ノ教上ノ談
ニハ無之候間真宗固リ之ヲ敬崇致シ候然ルニ
造化三神ノ儀近來一種ノ神道者流古事記ニ依
テ殊ニ之ヲ尊奉致シ其家説ノ教本ト致シ候儀
ニテ右ハ必シモ國体ノ談ニハ管係無之自ラ宗
教ノ位地ニ相当リ候云々」(阪本、前掲「日本
型政教関係の成立過程」七〇頁所収)。

(20)(21) 葦津「前掲書」五二頁。

(22) 詳しくは、中島「前掲書」一七二・三頁参
照。

(23) 朝日新聞社編『史料明治百年』四二二頁。

(24) 「教導職廃止並神仏各宗派管長身分取扱等
ノ件」、国立公文書館蔵『公文録』2A-110
-公3678。

(25) この背景については、拙稿「明治憲法制定
期の政教関係―井上毅の構想と内務省の政策
を中心に―」、井上・阪本『前掲書』一五三
・四頁。阪本、前掲「日本型政教関係の成立
過程」一三・四頁。羽賀祥二「明治国家形成
期の政教関係―教導職制と教団形成」『日本
史研究』271参照。

(26) 島地黙雷「建議 分離許可促進ニツキ」
『島地黙雷全集』第一卷所収参照。

(27) 島地黙雷は早くも大教院分離許可直後の八
年五月三〇日に教導職制を改革して、教導職
の任免権を各宗に一任することを元老院に建
白している(「建言政教職官員ニツキ」(教制
建議)『島地黙雷全集』第一卷所収)。さら
に、黙雷は明治十年二月にも、瀧美契縁と連
名で「仮令教導職ノ名称等級ハ従前ノ通被据
置候共、其体裁ハ純然宗門教法師ノ名実ヲ不
失様、……其進退黜陟ハ之ヲ本山ノ任職ニ一
任」することを内務卿大久保利通に建白して
いる(「建言 社寺局改正意見」『同右書』
所収)。

